

大分県報

令和六年
第五二八号
七月二十三日

（火曜日）

目次

告示

母子父子寡婦福祉資金未収金回収業務委託	一
指定希少野生動植物の指定	一
肥料の登録	一
肥料の登録の有効期間の更新	二
肥料の登録の失効	二
道路区域の変更	三
公有水面埋立ての免許	三
都市計画事業の事業計画の変更認可	六
令和六年度登録販売者試験の実施	六
土地改良区の役員の就任	七
土地改良区連合の役員の退任	八
契約者等の公示	九

告示

大分県告示第三百六十号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八十八条第一項の規定により、次のとおり大分県母子父子寡婦福祉資金未収金回収業務を委託した。

令和六年七月二十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

令和六年七月二十三日

大分県報（告示）

- 受託者の住所及び名称
東京都港区芝浦三丁目十六番二十号
ニッテレ債権回収株式会社
代表取締役 長岡智重
- 委託期間
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

大分県告示第三百六十一号

大分県希少野生動植物の保護に関する条例（平成十八年大分県条例第十四号）第九条第一項の規定により、次のとおり希少野生動植物を指定する。

令和六年七月二十三日

指定希少野生動植物
ムラサキセンブリ（リンドウ科）
ナツエビネ（ラン科）
アオバズク（フクロウ科）

大分県知事 佐藤 樹一郎

附則

この告示は、令和六年十月一日から施行する。

大分県告示第三百六十二号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により、次のとおり肥料を登録した。

令和六年七月二十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録年月日
大分県肥第一二四八号	消石灰	七〇・〇消石灰	アルカリ分七〇・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	西日本産業株式会社 佐伯市大字上岡一二三七番地の一	令六・三・二七

大分県告示第三百六十三号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。
令和六年七月二十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録有効期限
大分県肥第一〇四七号	混合有機質肥料	混合有機質肥料	窒素全量 八・〇 りん酸全量 一・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	片倉コープアグリ株式会社 東京都千代田区九段北一丁目八番一〇号	令二二・四・一六
大分県肥第一〇四八号	混合有機質肥料	混合有機質肥料	窒素全量 三・〇 りん酸全量 三・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	片倉コープアグリ株式会社 東京都千代田区九段北一丁目八番一〇号	令九・五・一一
大分県肥第一〇五七号	なたね油かす及びその粉末	粒状なたね油粕	窒素全量 五・三 りん酸全量 二・〇 加里全量 一・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	ミズホユーキ有限会社 茨城県土浦市中部町一丁目五五〇八番地	令二二・六・一二
大分県肥第一一二二号	混合石灰肥料	微量要素入り炭酸苦土石灰	アルカリ分 五五・〇 可用性苦土 一〇・〇 く溶性ほう素 〇・二〇 く溶性マンガ 〇・四	その他の制限事項は、公定規格のとおり	津久見ドロマイト工業株式会社 津久見市合ノ元町五番一八号	令二二・三・二八

大分県肥第一一二二号	混合有機質肥料	AD混含有機質肥料	窒素全量 三・〇 りん酸全量 三・〇 加里全量 一・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	株式会社アグリドック 茨城県土浦市中部町一丁目五五〇八番地	令二二・四・二六
大分県肥第一一二三号	加工家きんふん肥料	グリインライフペレット	窒素全量 四・〇 りん酸全量 三・〇 加里全量 二・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	JAうすきたまごフアーム株式会社 福岡県福岡市中央区那の津五丁目三番一 号	令二二・五・二九
大分県肥第一一二四号	乾燥菌体肥料	五・〇乾燥酵母肥料	窒素全量 五・〇 りん酸全量 一・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	興人ライフサイエンス株式会社 東京都千代田区有楽町一丁目一番三号	令九・七・一

大分県告示第三百六十四号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十四条の規定により、次のとおり肥料の登録は失効した。
令和六年七月二十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	失効年月日
大分県肥第一一二〇号	豆腐かす乾燥肥料	乾燥おから	窒素全量 五・〇 加里全量 一・〇	その他の規格 該当なし	九州乳業株式会社 大分市大字廻栖野三二二一	令六・一・一九

大分県告示第三百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年七月二十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年七月二十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道宝珠山日田線	日田市大字鶴河内字仮屋九三二番一から日田市大字鶴河内字仮屋九三二番地まで	前	メートル 七・九 四・一	メートル 三八・九
		後	八一・九 四・一	三八・九
日田市大字鶴河内字ヲニキ一四七〇番四地内		前	四・七 三・九	四四・三
		後	四九・七 四・一	四四・三

大分県告示第三百六十六号
公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許した。

令和六年七月二十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 免許の年月日
令和六年七月二十三日
- 二 出願人の住所及び氏名
大分市大手町三丁目一番一号
大分県
代表者 大分県知事 佐藤 樹一郎
- 三 埋立ての区域

1 位置

白杵市大字深江字坪江鼻六八九番四から字漕網六九一番二に至る各地先の公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び一の地点と一〇九の地点を結ぶ令和四年の秋分の満潮位（D・L・プラス二・一〇メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- 一の地点 津久見市大字長目字葛山三七八番地の国土地理院三等三角点「長目」（北緯三三度〇六分三一秒四七二八、東経一三一度五一分五六秒六七七（以下「基点」という。）から三四五度三三分四秒二、〇五八・五四メートルの地点
- 二の地点 一の地点から二二五度二六分五八秒〇・三六メートルの地点
- 三の地点 二の地点から二四三度四分一三秒二・〇六メートルの地点
- 四の地点 三の地点から三〇六度四分〇二秒四・一四メートルの地点
- 五の地点 四の地点から三六度三三分四秒二・一三メートルの地点
- 六の地点 五の地点から三六度三四分一七秒二・八八メートルの地点
- 七の地点 六の地点から三六度三一分一秒二〇・〇〇メートルの地点
- 八の地点 七の地点から三六度三七分二一秒二〇・〇〇メートルの地点
- 九の地点 八の地点から三六度四分三〇秒一五・〇〇メートルの地点
- 一〇の地点 九の地点から三六度四分二一秒五・〇〇メートルの地点
- 一一の地点 一〇の地点から三六度五七分二七秒一〇・七一メートルの地点
- 一二の地点 一一の地点から三七度〇五分四秒九・四五メートルの地点
- 一三の地点 一二の地点から三九度五一分四七秒一六・九四メートルの地点
- 一四の地点 一三の地点から四三度五八分二四秒四・四六メートルの地点
- 一五の地点 一四の地点から四六度三二分〇三秒七・二九メートルの地点
- 一六の地点 一五の地点から四九度四二分四秒七・二九メートルの地点
- 一七の地点 一六の地点から五二度五四分一三秒七・二九メートルの地点

令和六年七月二十三日

大分県報（告示）

一八の地点 一七の地点から五五度四一分〇五秒五・四七メートルの地点
 一九の地点 一八の地点から五八度〇五分一三秒五・四七メートルの地点
 二〇の地点 一九の地点から六〇度二七分三八秒五・四六メートルの地点
 二一の地点 二〇の地点から六二度五〇分五五秒五・四六メートルの地点
 二二の地点 二一の地点から六六度一分〇四秒六・七三メートルの地点
 二三の地点 二二の地点から一〇一度五三分二二秒三・六五メートルの地点
 二四の地点 二三の地点から一五八度〇八分一八秒二・六五メートルの地点
 二五の地点 二四の地点から八五度五一分四五秒六・六〇メートルの地点
 二六の地点 二五の地点から六五度五〇分一〇秒五・二三メートルの地点
 二七の地点 二六の地点から五九度一〇分一六秒一・四六メートルの地点
 二八の地点 二七の地点から三四四度〇四分二九秒〇・三九メートルの地点
 二九の地点 二八の地点から三七度一八分五八秒〇・五四メートルの地点
 三〇の地点 二九の地点から三四四度二三分五〇秒一・一七メートルの地点
 三一の地点 三〇の地点から七四度一六分一七秒七・七〇メートルの地点
 三二の地点 三一の地点から七三度五七分四五秒五・二二メートルの地点
 三三の地点 三二の地点から七二度〇三分三九秒六・二五メートルの地点
 三四の地点 三三の地点から六〇度二分五七秒七・一二メートルの地点
 三五の地点 三四の地点から八三度〇一分二七秒二・八六メートルの地点
 三六の地点 三五の地点から八一度三六分五八秒一〇・六三メートルの地点
 三七の地点 三六の地点から九〇度二四分二七秒二〇・二五メートルの地点
 三八の地点 三七の地点から七七度〇四分一三秒二〇・〇六メートルの地点
 三九の地点 三八の地点から六五度一四分〇二秒五・三四メートルの地点
 四〇の地点 三九の地点から八一度三八分二六秒五・〇一メートルの地点
 四一の地点 四〇の地点から八三度一分〇二秒五・四五メートルの地点
 四二の地点 四一の地点から八六度二〇分四四秒五・七六メートルの地点
 四三の地点 四二の地点から九一度〇四分三八秒六・〇六メートルの地点
 四四の地点 四三の地点から九九度二四分三七秒四・八九メートルの地点
 四五の地点 四四の地点から一〇七度三八分〇一秒六・六五メートルの地点
 四六の地点 四五の地点から二四〇度二〇分〇八秒一・五九メートルの地点
 四七の地点 四六の地点から一〇七度一五分二八秒一・四九メートルの地点
 四八の地点 四七の地点から一九八度〇六分三七秒一・二八メートルの地点
 四九の地点 四八の地点から一一八度〇一分三一秒〇・九三メートルの地点

五〇の地点 四九の地点から一九九度一九分三九秒〇・六五メートルの地点
 五一の地点 五〇の地点から一一一度二四分〇一秒二・九七メートルの地点
 五二の地点 五一の地点から一一五度二五分三四秒二・九七メートルの地点
 五三の地点 五二の地点から二〇七度二六分〇九秒一・〇〇メートルの地点
 五四の地点 五三の地点から一一八度〇四分一七秒二・九四メートルの地点
 五五の地点 五四の地点から一二一度二八分二〇秒二・九四メートルの地点
 五六の地点 五五の地点から一二六度二七分〇三秒二・九五メートルの地点
 五七の地点 五六の地点から一二九度二八分四〇秒二・九五メートルの地点
 五八の地点 五七の地点から一三六度三五分二八秒二・九五メートルの地点
 五九の地点 五八の地点から一三九度四五分一九秒三・一七メートルの地点
 六〇の地点 五九の地点から一四五度一二分五一秒一・九六メートルの地点
 六一の地点 六〇の地点から一八二度一七分一一秒〇・五三メートルの地点
 六二の地点 六一の地点から一四七度五二分〇三秒三・三〇メートルの地点
 六三の地点 六二の地点から一五一度一九分二四秒一・三八メートルの地点
 六四の地点 六三の地点から一五三度四三分一四秒二・〇六メートルの地点
 六五の地点 六四の地点から一五六度五二分二三秒二・四二メートルの地点
 六六の地点 六五の地点から一六〇度三六分二四秒二・九三メートルの地点
 六七の地点 六六の地点から一六四度四〇分五九秒二・九三メートルの地点
 六八の地点 六七の地点から一六八度四八分〇五秒二・九三メートルの地点
 六九の地点 六八の地点から一七二度五一分三八秒二・九三メートルの地点
 七〇の地点 六九の地点から一七六度五九分一〇秒二・九三メートルの地点
 七一の地点 七〇の地点から一八〇度二九分三二秒一・九八メートルの地点
 七二の地点 七一の地点から一八二度一四分二三秒〇・九五メートルの地点
 七三の地点 七二の地点から一八五度一分四六秒二・八九メートルの地点
 七四の地点 七三の地点から一八八度四五分三〇秒二・八五メートルの地点
 七五の地点 七四の地点から一九一度五六分三二秒二・八一メートルの地点
 七六の地点 七五の地点から一九四度四三分二九秒二・七七メートルの地点
 七七の地点 七六の地点から一九七度〇六分一五秒二・七二メートルの地点
 七八の地点 七七の地点から一九九度〇四分三五秒二・六八メートルの地点
 七九の地点 七八の地点から二〇〇度三九分五五秒二・六四メートルの地点
 八〇の地点 七九の地点から二〇一度五〇分一八秒二・六〇メートルの地点
 八一の地点 八〇の地点から二〇二度四八分四九秒四・九八メートルの地点

- 四 埋立てに関する工事の施行区域
- 1 位置
- 3 面積
- 五、二八一・三四平方メートル
- 八二の地点 八一の地点から二〇二度五一分四〇秒一一・六〇メートルの地点
 - 八三の地点 八二の地点から一四八度一五分五七秒二・五八メートルの地点
 - 八四の地点 八三の地点から二〇二度四〇分〇六秒二・〇〇メートルの地点
 - 八五の地点 八四の地点から二〇二度四八分二一秒一〇・〇〇メートルの地点
 - 八六の地点 八五の地点から二〇二度四七分四八秒三・八四メートルの地点
 - 八七の地点 八六の地点から一九八度四三分三二秒六・〇五メートルの地点
 - 八八の地点 八七の地点から一九七度一三分四〇秒四・七一メートルの地点
 - 八九の地点 八八の地点から一九四度二七分三六秒四・五三メートルの地点
 - 九〇の地点 八九の地点から一九〇度〇八分四七秒四・九八メートルの地点
 - 九一の地点 九〇の地点から一四九度〇六分五六秒一・九八メートルの地点
 - 九二の地点 九一の地点から一八三度四四分三六秒一・八八メートルの地点
 - 九三の地点 九二の地点から一七九度二三分一〇秒三・三六メートルの地点
 - 九四の地点 九三の地点から一七七度〇七分三七秒四・〇三メートルの地点
 - 九五の地点 九四の地点から一六九度二四分〇九秒三・六四メートルの地点
 - 九六の地点 九五の地点から一六二度〇四分〇二秒三・六四メートルの地点
 - 九七の地点 九六の地点から一五五度〇六分〇七秒三・六四メートルの地点
 - 九八の地点 九七の地点から一四七度五五分五三秒三・六五メートルの地点
 - 九九の地点 九八の地点から一四一度五六分一七秒三・六五メートルの地点
 - 一〇〇の地点 九九の地点から一三六度一九分三九秒二・〇四メートルの地点
 - 一〇一の地点 一〇〇の地点から一三二度四八分一五秒一・六四メートルの地点
 - 一〇二の地点 一〇一の地点から一三一度五〇分四四秒三・九一メートルの地点
 - 一〇三の地点 一〇二の地点から一二六度〇四分三八秒四・一五メートルの地点
 - 一〇四の地点 一〇三の地点から一二一度三二分二六秒四・三八メートルの地点
 - 一〇五の地点 一〇四の地点から一一八度一二分〇一秒四・五九メートルの地点
 - 一〇六の地点 一〇五の地点から一一六度一七分一四秒四・七九メートルの地点
 - 一〇七の地点 一〇六の地点から一一五度二三分三四秒三・三八メートルの地点
 - 一〇八の地点 一〇七の地点から一一一度一五分二六秒一・六九メートルの地点
 - 一〇九の地点 一〇八の地点から二七六度〇二分五二秒二七三・九六メートルの地点

- 2 区域
- 白杵市大字深江字坪江鼻六八九番四から字漕網六九一番二に至る各地内並びに同地先の公有水面
- 次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とiの地点とを結んだ線により囲まれた区域
- Aの地点 基点から三四五度〇五分一八秒二、〇三一・五八メートルの地点
 - Bの地点 Aの地点から三〇六度四八分三一秒二八・一〇メートルの地点
 - Cの地点 Bの地点から三六度四八分三〇秒一七五・一一メートルの地点
 - Dの地点 Cの地点から八一度一八分三九秒一五九・九九メートルの地点
 - Eの地点 Dの地点から一二〇度一七分五八秒五七・八一メートルの地点
 - Fの地点 Eの地点から一五八度〇三分二〇秒三四・六七メートルの地点
 - Gの地点 Fの地点から一九八度五二分二三秒八九・二九メートルの地点
 - Hの地点 Gの地点から一九度一八分三一秒三八・八七メートルの地点
 - Iの地点 Hの地点から二〇一度〇三分二九秒三六・三八メートルの地点
 - Jの地点 Iの地点から二九〇度三五分二七秒一八・九二メートルの地点
 - Kの地点 Jの地点から二九一度〇八分三九秒一五・六一メートルの地点
 - Lの地点 Kの地点から二九五度四二分四九秒一〇・二六メートルの地点
 - Mの地点 Lの地点から三〇四度〇〇分四五秒七・一五メートルの地点
 - Nの地点 Mの地点から三一一度五一分〇〇秒八・三五メートルの地点
 - Oの地点 Nの地点から三二五度一〇分五五秒三・五一メートルの地点
 - Pの地点 Oの地点から三三六度三〇分三四秒一一・五九メートルの地点
 - Qの地点 Pの地点から三五一度〇六分一七秒一八・九四メートルの地点
 - Rの地点 Qの地点から一〇度三七分五八秒一四・〇七メートルの地点
 - Sの地点 Rの地点から二二度三五分三一秒三〇・四三メートルの地点
 - Tの地点 Sの地点から三四〇度四六分五四秒一四・二七メートルの地点
 - Uの地点 Tの地点から二二度〇一分〇四秒三三・八九メートルの地点
 - Vの地点 Uの地点から三二九度五八分五五秒一〇・七七メートルの地点
 - Wの地点 Vの地点から三〇九度三六分五三秒七・六一メートルの地点
 - Xの地点 Wの地点から二八六度三〇分二〇秒一八・〇七メートルの地点
 - Yの地点 Xの地点から二六一度四二分三九秒八三・六九メートルの地点
 - Zの地点 Yの地点から二五二度三二分三〇秒一九・〇二メートルの地点
 - aの地点 Zの地点から二四四度四一分三七秒二〇・〇六メートルの地点

○公 告

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の八第一項の規定により、次のとおり登録販売者試験を実施する。

令和六年七月二十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 試験の日時

令和六年十二月十五日（日曜日）午前十時三十分から午後四時まで

二 試験の場所

大分市金池南一丁目五番一号

J・COMホルトホール大分

大分市中央町四丁目二番五号

ソレイユ

大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館二階正庁ホール及び新館十四階大会議室

三 試験方法

試験は、午前午後各二時間ずつとし、次の項目について行う。

1 午前の部（午前十時三十分から午後零時三十分まで）

(一) 医薬品に共通する特性と基本的な知識

(二) 人体の働きと医薬品

(三) 医薬品の適正使用と安全対策

2 午後の部（午後二時から午後四時まで）

(一) 主な医薬品とその作用

(二) 薬事に関する法規と制度

四 申請手続

1 提出書類

(一) 受験申請書（氏名及び生年月日は、戸籍に記載されたとおりに記入すること。）

(二) 写真台帳（申込前六月以内に撮影した正面、上半身、無帽、縦四センチメートル、横三センチメートルのもので、裏面に氏名及び生年月日を記載した写真を所定の場所に貼付すること。）

- bの地点 aの地点から二二七度五五分〇一秒一〇・六七メートルの地点
- cの地点 bの地点から二二六度四分〇一秒二三・二四メートルの地点
- dの地点 cの地点から二二四度四分五七秒一三・五五メートルの地点
- eの地点 dの地点から二二七度〇六分〇三秒一四・八三メートルの地点
- fの地点 eの地点から二〇六度四分五〇秒二四・六四メートルの地点
- gの地点 fの地点から二二〇度二八分一秒二二・〇二メートルの地点
- hの地点 gの地点から二三三度五四分二八秒一二・七三メートルの地点
- iの地点 hの地点から二一八度一五分五一秒二〇・九三メートルの地点

3 面積

一九、一六三・五三平方メートル

五 埋立地の用途

道路用地・護岸用地

大分県告示第百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市

計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和六年七月二十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 施行者の名称

国東市

二 都市計画事業の種類及び名称

国東都市計画下水道事業

国東市公共下水道

三 事業施行期間

変更前 平成五年四月二十三日から令和八年三月三十一日まで

変更後 平成五年四月二十三日から令和十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

2 受験手数料

一万三千円を受験申請書提出の際に現金で納付すること。ただし、大分県内に居住又は勤務する者以外の者で郵送により提出する場合は、現金書留により納付すること。なお、納付された手数料は、返還しない。

3 提出先

(一) 大分県内に居住又は勤務する者

住所地又は勤務地を所管する保健所（保健部を含む。以下同じ。）に提出すること。

なお、郵送による提出は、受け付けない。

(二) 以外の者

大分県福祉保健部薬務室（〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号）に提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、必ず現金書留に同封すること。

4 提出部数

正本及び副本各一部。ただし、大分県福祉保健部薬務室に提出する場合は、正本一部とする。

なお、副本は、正本の写しでよい。

五 申請受付期間

令和六年八月十九日（月曜日）から八月三十日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分までとする。

ただし、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限って受け付ける。

六 合格発表

1 発表日時

令和七年一月二十二日（水曜日）午前十時

2 発表方法

合格者の受験番号を大分県庁舎本館一階県政展示ホール内掲示板に掲示するとともに、大分県ホームページに掲載する。

なお、電話や電子メールによる合否の照会は、受け付けない。

3 合格者の通知

合格者には、合格通知書を申請書記載の住所に郵送する。

4 得点に関する開示

受験者本人から申出があった場合に限り、その者の得点を開示する。開示を希望する

者は、合格発表日以後三十日以内に、受験票又は本人であることが確認できる運転免許証等を持参の上、大分県福祉保健部薬務室において、開示請求を行うこと。

なお、電話による開示請求は、受け付けない。

七 注意事項

1 十一月上旬に受験票を申請書記載の住所へ郵送するので、十一月二十日（水曜日）までに届かない場合は、大分県福祉保健部薬務室に連絡すること。

大分県福祉保健部薬務室 電話番号 ○九七―五〇六―二六五〇

2 午前の部、午後の部とも、試験開始時刻を三十分経過した後は、試験室への入室を認めない。

3 試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に関係のあった者について、その受験を停止させ、又はその合格を無効とすることができる。

4 受験者用の駐車場はないので、公共交通機関等を利用すること。

5 その他の注意事項については、受験票に記載する。

八 その他

受験申請書及び写真台帳の様式並びに問合せ先及び受験申請書提出先の保健所の連絡先は、大分県福祉保健部薬務室のホームページに掲載する。

~~~~~

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、大野谷土地改良区（佐伯市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和六年七月二十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

（退任役員）

| 役名 | 氏名    | 住所             |
|----|-------|----------------|
| 理事 | 池田 幸利 | 佐伯市大字木立四九六一番地三 |
| 〃  | 向 千秋  | 〃 大字木立四九八二番地二  |
| 〃  | 小川 高義 | 〃 大字木立五一〇〇番地   |
| 〃  | 山内 実  | 〃 大字木立四九〇一番地   |
| 〃  | 児玉 健男 | 〃 大字木立五六八八番地一  |
| 〃  | 藤矢 勇一 | 〃 大字木立五八一五番地   |

| (就任役員)<br>役名<br>氏名<br>住所                                                                                                      |        |                |                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|----------------|------------------|
| 〃                                                                                                                             | 岩崎 弥寿彦 | 〃              | 大字木立五八三九番地       |
| 〃                                                                                                                             | 岩崎 春美  | 〃              | 大字木立五八五〇番地       |
| 監事                                                                                                                            | 池田 秋豊  | 〃              | 大字木立五一八二番地二      |
| 〃                                                                                                                             | 山本 平八郎 | 〃              | 大分市大字敷戸台二丁目二番一九号 |
| (退任役員)<br>役名<br>氏名<br>住所                                                                                                      |        |                |                  |
| 理事                                                                                                                            | 本矢 治生  | 〃              | 佐伯市大字木立五八二一番地    |
| 〃                                                                                                                             | 山田 健一  | 〃              | 大字木立五八五九番地       |
| 〃                                                                                                                             | 今山 敦夫  | 〃              | 大字木立四七九二番地二      |
| 〃                                                                                                                             | 久保 新二郎 | 〃              | 大字木立四九三六番地一      |
| 〃                                                                                                                             | 新名 天津雄 | 〃              | 大字木立四九〇七番地一      |
| 〃                                                                                                                             | 木許 渉   | 〃              | 大字木立五五四八番地       |
| 〃                                                                                                                             | 山内 重嘉  | 〃              | 大字木立五六九〇番地一      |
| 〃                                                                                                                             | 山田 平五郎 | 〃              | 大字木立五八五三番地       |
| 監事                                                                                                                            | 植田 稔明  | 〃              | 大字木立五八八九番地一      |
| 〃                                                                                                                             | 林 盛茂   | 〃              | 大字木立四六七一番地       |
| 〃                                                                                                                             | 阿部 清太  | 〃              | 大字木立五五〇七番地三      |
| 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、呉崎千拓<br>土地改良区(豊後高田市)から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり<br>届出があった。<br>令和六年七月二十三日<br>大分県知事 佐藤 樹一郎 |        |                |                  |
| (就任役員)<br>役名<br>氏名<br>住所                                                                                                      |        |                |                  |
| 役名                                                                                                                            | 氏名     | 住所             |                  |
| 理事                                                                                                                            | 内田 津芳  | 豊後高田市呉崎三四九五番地  |                  |
| 〃                                                                                                                             | 岩田 保広  | 〃 高田二二二一番地八    |                  |
| 〃                                                                                                                             | 和田 博文  | 〃 呉崎三二七三番地     |                  |
| 〃                                                                                                                             | 根津 充宏  | 〃 呉崎三四一八番地     |                  |
| 〃                                                                                                                             | 山本 高行  | 〃 呉崎三四八四番地     |                  |
| 〃                                                                                                                             | 石掛 好信  | 〃 呉崎六三〇番地      |                  |
| 監事                                                                                                                            | 森若 清彦  | 〃 呉崎三六八番地      |                  |
| 〃                                                                                                                             | 堀 正信   | 〃 呉崎三二七六番地     |                  |
| 〃                                                                                                                             | 沖本 利治  | 〃 呉崎三四九四番地二    |                  |
| (退任役員)<br>役名<br>氏名<br>住所                                                                                                      |        |                |                  |
| 役名                                                                                                                            | 氏名     | 住所             |                  |
| 理事                                                                                                                            | 岩田 保広  | 豊後高田市高田二二二一番地八 |                  |
| 〃                                                                                                                             | 多田 羅洋智 | 〃 呉崎三四三三番地     |                  |
| 〃                                                                                                                             | 内田 勇一郎 | 〃 呉崎三四九五番地     |                  |
| 〃                                                                                                                             | 徳永 雄一  | 〃 呉崎一一〇一番地三    |                  |
| 〃                                                                                                                             | 板清 良文  | 〃 呉崎九九八番地二     |                  |
| 〃                                                                                                                             | 沖本 康輔  | 〃 呉崎三四九四番地二    |                  |
| 監事                                                                                                                            | 松久 正雄  | 〃 呉崎九八二番地二     |                  |
| 〃                                                                                                                             | 本田 優太  | 〃 呉崎三四三〇番地     |                  |
| 〃                                                                                                                             | 阿部 博幸  | 〃 上香々地二二七九番地   |                  |
| 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十四条において準用する同法第十八条<br>第十七項の規定により、駅館川土地改良区連合(宇佐市)から、退任役員の氏名及び住所に                                          |        |                |                  |

ついで次のとおり届出があった。

令和六年七月二十三日

大分県知事

佐藤樹一郎

(退任役員)

| 役名 | 氏名 | 住所 |
|----|----|----|
|----|----|----|

|    |        |                 |
|----|--------|-----------------|
| 理事 | 菅原 維 範 | 宇佐市安心院町尾立五五番地の一 |
|----|--------|-----------------|

次のとおり契約者等について公示する。

令和六年七月二十三日

大分県知事

佐藤樹一郎

- 一 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
運転免許申請自動受付機 一式
  - 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
大分県警察本部交通部運転免許課
  - 三 随意契約の相手方を決定した日  
令和六年五月三十日
  - 四 随意契約の相手方の氏名及び住所  
東京センチュリー株式会社 代表取締役 馬場 高一  
東京都千代田区神田練堀町三番地
  - 五 随意契約に係る契約金額  
百九十一万五千八百四十八円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）
  - 六 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
  - 七 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当
- 次のとおり契約者等について公示する。  
令和六年七月二十三日

大分県知事

佐藤樹一郎

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量  
ICカード運転免許証作成システム改修業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
大分県警察本部交通部運転免許課
- 三 随意契約の相手方を決定した日  
大分市大字松岡六千六百八十七番地  
令和六年六月四日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社DNPアイディシステム 代表取締役 佐々木 俊彦  
東京都新宿区市谷加賀町一丁目一番一号
- 五 随意契約に係る契約金額  
五千五百九十九万三千六百円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 六 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 七 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第二号に該当

令和六年七月二十三日

大分県報（公告）